1. 化学物質等及び会社情報

製品名称	HYプライマーGA
製品分類	アスファルト系プライマー
会社名	東洋ゴム化工品株式会社
担当部署	防水資材販売部
住所	東京都新宿区天神町10番地
電話番号	03－3235－1713
FAX番号	03－3235－1500
推奨用途及び使用上の制限連絡先	トーチ工法用　プライマー

2. 危険有害性の要約

GHS分類	区分
物理化学的危険性	
引火性液体	区分2
健康に対する有害性	
急性毒性(吸入:蒸気)	区分4
急性毒性(吸入:ミスト)	区分4
皮膚腐食性/刺激性	区分2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分2B
生殖細胞変異原性	区分2
発がん性	区分1A
生殖毒性	区分1A
特定標的臓器/全身毒性(単回ばく露)	区分1(中枢神経系)、区分2(肺) 区分3(麻酔作用　気道刺激性)
特定標的臓器/全身毒性(反復ばく露)	区分1(肝臓、腎臓、中枢神経系、肺、皮膚)
環境に対する有害性	
水生環境有害性(急性)	区分2

＊上記で記載ない危険有害性は、分類対象外あるいは分類できない。

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル

注意喚起語　危険

危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気
吸入すると有害
皮膚刺激
眼刺激
遺伝性疾患のおそれの疑い
発がんのおそれ
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
肺の障害のおそれ
中枢神経系の障害
呼吸器への刺激のおそれ
眠気及びめまいのおそれ
長期又は反復ばく露による肝臓、腎臓、中枢神経系、肺、皮膚の障害
水生生物に毒性

注意書き

《予防策》
使用前に取扱説明書を入手すること。
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙
容器を密閉しておくこと。
涼しい所に置くこと。
容器を接地すること。ｱｰｽをとること。
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する安全対策を講じること。
ﾐｽﾄ、蒸気、ｽﾌﾟﾚｰを吸入しないこと
取扱い後はよく手を洗うこと。
取扱い後はよく眼を洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
環境への放出を避けること。
保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。
指定された個人用保護具を使用すること。

《対応》
ばく露した時、又は気分が悪い時は、医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で優しく洗うこと。
皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はｼｬﾜｰで洗うこと。
吸入した場合、呼吸が困難な場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、ｺﾝﾀｸﾄﾚﾝｽﾞを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。
気分が悪い時は、医師の手当、診断を受けること。
特別な処置が必要である。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当を受けること。
眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当を受けること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。

《保管》
容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。
換気の良い冷所で保管すること。
施錠して保管すること。

《廃棄》
内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成、成分情報

単一成分・混合物の区別:混合物　一般名:ﾌﾟﾗｲﾏｰ

成分	濃度又は濃度範囲	官報公示整理番号		CAS番号
		化審法	安衛法	
ﾄﾙｴﾝ	65～75%	(3)-2	既存	108-88-3
特殊ｱｽﾌｧﾙﾄ	10～20%	―	―	―
鉱油	5～15%	―	―	64741-88-4
合成ｺﾞﾑ	1～5%	―	―	―

労働安全衛生法　名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)
ﾄﾙｴﾝ　(政令番号:407)、鉱油　(政令番号:168)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)
ﾄﾙｴﾝ　(政令番号:300)

4. 応急処置

吸入した場合　被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
医師の手当、診断を受けること。

皮膚に付着した場合　汚染された衣類を脱ぐこと。
水と石鹸で洗うこと。

目に入った場合　水で15分間注意深く洗うこと。次に、ｺﾝﾀｸﾄﾚﾝｽﾞを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
医師の手当、診断を受けること。

飲み込んだ場合　口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
医師の手当、診断を受けること。

5. 火災時の措置

消火剤　粉末消火剤、一般の泡消化剤、二酸化炭素、砂、噴霧水

使ってはならない消火剤　棒状注水

特有の危険有害性　火災によって一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物を発生するおそれがある。

特有の消火方法　火元の燃焼源を断つ。
延焼の恐れがないように水スプレーで周辺を冷却する。
火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。

消火を行う者の保護　風上から消火する。
消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急措置　作業者は適切な保護具(『8. 暴露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
関係者以外の立入りを禁止する。
風上に留まる。
密閉された場所に立入る前に換気する。

環境に対する注意事項　河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
大気拡散しないように留意する。

回収・中和　少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。
少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。

封じ込め及び浄化方法・機材　危険でなければ漏れを止める。

二次災害の防止策　すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。

7. 取扱いおよび保管上の注意

取扱い

技術的対策	『8.暴露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
局所排気･全体換気	『8.暴露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
安全取扱い注意事項	すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 周辺での高温物、ｽﾊﾟｰｸ、火気の使用を禁止する。 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。 接触、吸入又は飲み込まないこと。 眼に入れないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 換気の良い場所で取扱うこと。
接触回避	『10.安定性及び反応性』を参照。

保管

技術的対策	保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。 保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、適当なためますを設けること。 保管場所には、取扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
混触危険物質	『10.安定性及び反応性』を参照。
保管条件	熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。―禁煙 酸化剤から離して保管すること。 容器は直射日光や火気を避けること。 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。 施錠して保管すること。
容器包装材料	消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. 暴露防止および保護措置

管理濃度、許容濃度

	管理濃度(厚生労働省)	許容濃度(産衛学会)	ACGIH
ﾄﾙｴﾝ	20ppm	50ppm(188mg/m^3)（皮）	TWA 20ppm

設備対策	防爆の電気･換気･照明機器を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 本製品を貯蔵又は使用する設備は、眼洗浄施設及び安全ｼｬﾜｰを設置したほうがよい。 気中濃度を推奨された管理濃度･許容濃度以下に保つために、工程の密閉化、局所排気、その他の設備対策を使用する。 高熱取扱いで、工程でﾐｽﾄが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度･許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。

保護具

呼吸器の保護具	適切な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具	適切な保護手袋を着用すること。
眼の保護具	適切な眼の保護具を着用すること。
皮膚および身体の保護具	適切な顔面用の保護具を着用すること。
衛生対策	『7.取扱い及び保管上の注意』の項を遵守し、取扱い後は、必ず手や顔を洗い、うがいをすること。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態

形状	液体
色	黒色
臭い	特異臭
pH	ﾃﾞｰﾀなし
沸点、初留点及び沸騰範囲	110～120℃
引火点	5℃ (ｾﾀ密閉式)
自然発火温度	536℃
燃焼又は爆発範囲	1.2vol%～7.1vol%
比重	0.90
溶解性	水に不溶、有機溶剤に分散
オクタノール／水分配係数	情報なし

10. 安定性および反応性

安定性	通常の取扱いにおいては安定である。
危険有害反応可能性	通常の条件では危険有害な反応は起こらない。
避けるべき条件	加熱
混合危険物質	強酸化剤
危険有害な分解生成物	加熱分解により一酸化炭素、二酸化炭素を生じる。

11. 有害性情報

ﾄﾙｴﾝとして	
急性毒性:経口	ﾗｯﾄLD_{50}(計算値)=4,800mg/kg
急性毒性:吸入(蒸気)	ﾗｯﾄLC_{50}(4H)=18mg/L=4,800ppm/4h
皮膚腐食性／刺激性	ｳｻｷﾞ:中等度(moderate)の皮膚刺激性
眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性	ｳｻｷﾞ:軽度の眼刺激性(7日間で回復)
生殖毒性	ﾋﾄの自然流産の増加、新生児の発育異常・奇形などが報告されている。 動物試験では、母動物に一般毒性のみられない用量で、胎児への影響が認められている。
吸引性呼吸器有害性	炭化水素であり、動粘性率は0.65㎟/s(25℃)（計算値）

12. 環境影響情報

生態毒性	
魚毒性／その他	LC_{50} 48 (H) ﾋﾟﾝｸｻｰﾓﾝ 6.19mg/L
分解性	分解性は良好（112～129% BOD、化審法既存点検）
環境影響その他	漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱いに注意する。
ﾄﾙｴﾝとして	水生環境急性有害性：甲殻類（ﾌﾞﾗｳﾝｼｭﾘﾝﾌﾟ）の96時間EC50=3.5mg/L
環境に対する有害性	水生環境慢性有害性：急速分解性があり(BODによる分解度：123%) (log Kow=2.73)

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 下水、河川等へ流入することがないように厳重に注意する。
汚染容器および包装	空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。 容器は清浄にしてﾘｻｲｸﾙするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

14. 輸送上の注意

国際規制	
海上規制情報	IMOの規定に従う。
UN No.	1993
Proper Shipping Name.	FLAMMBLE LIQUID, N.O.S.
Class	3
Packing Group	III
Marine Pollutant	P
航空規制情報	ICAO／IATAの規定に従う。
UN No.	1993
Proper Shipping Name.	FLAMMBLE LIQUID, N.O.S.
Class	3
Packing Group	III
国内規制	道路法、消防法に則り輸送を行う。
陸上規制情報	該当しない
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	1993
品名	その他の引火性液体
クラス	3
容器等級	III
海洋汚染物質	P
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	1993
品名	その他の引火性液体
クラス	3
容器等級	III
特別安全対策	転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
緊急時応急措置指針番号	128

15. 適用法令

化審法	優先評価化学物質（法第2条第5項）
労働安全衛生法	第2種有機溶剤等（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号）
	作業環境評価基準（法第65条の2第1項）
	名称等を表示すべき危険物及び有害物（法57条の1、施行令第18条）
	危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号）
	名称等を通知すべき危険物及び有害物（法57条の2、施行令第18条の2別表第9）
水質汚濁防止法	指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3）
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬向精神薬原料（法別表第4(9)、指定令第4条）
消防法	第4類 第一石油類（非水溶性）
悪臭防止法	特定悪臭物質（施行令第1条）
大気汚染防止法	有害大気汚染物質優先取り組み物質（中央環境審議会第9次答申）
	揮発性有機化合物 法第2条第4項（環境省から都道府県への通達）
海洋汚染防止法	油（施行規則第2条）
	危険物（施行令別表第1の4）
	有害液体物質（Y類物質） （施行令別表第1）
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項（2）
	輸出貿易管理令別表第2（輸出の承認）

船舶安全法	引火性液体類（危規則第2, 3条危険物告示別表第1）
航空法	引火性液体（施行規則第194条危険物告示別表第1）
港則法	危険物・引火性液体類（法第21条2、則第12条、昭和54年告示547別表二）
道路法	車両の通行の制限（施行令第19条の13、（独）日本高速道路保有・債務返済機構公示第7号・別表第2）
化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）	第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）
労働基準法	疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条・別表第1の2第4号1・昭53労告36号）

16. その他

主な引用文献

NITE 製品評価技術基盤機構 総合情報
危険物データブック(1989年) 東京消防庁警防研究所
GHS分類結果データベース（製品評価技術基盤機構）

○本文中の記載内容は、当社の最善の知見に基づいて作成しておりますが、情報の正確さ、安全性を保証するものではありません。

○すべての化学品には未知の有害性があり得る為、取扱いには細心の注意が必要です。御使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださる様御願い申し上げます。